

(平成16年5月27日策定)

(平成16年12月28日改定)

(平成19年2月5日改定)

(平成20年6月12日改定)

(平成21年3月6日改定)

指定管理者制度運用指針

平成16年5月

西 宮 市

目 次

1	はじめに	1
2	制度改正の概要	1
3	基本的な考え方	2
4	制度導入への検討項目	2
5	導入にあたっての留意事項	2
6	制度の手続	3
7	その他	6

1 はじめに

政府において規制改革が推し進められている中で、平成 14 年 12 月 12 日の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 2 次答申」により、多様化する消費者のニーズに応えるために、運営主体の制限を行うなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野について、時代に即応した官民の役割分担の再構築を行い、民間参入を積極的に推進していく観点から、公の施設の管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者等に対しても行うことができるように制度改正が求められた。

これを受けて、平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関する制度が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められた。

本市においても平成 16 年 5 月に「アウトソーシング推進指針」を策定し、施設の管理運營業務について、指定管理者制度の活用を積極的に検討することとしている。

これらの状況を踏まえ、本市では平成 18 年 4 月までに、従来、管理委託していた公の施設を指定管理者による管理運営に移行させた。

2 制度改正の概要

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとするもので、その対象には民間事業者等が幅広く含まれることとなった。

この制度改正に伴い、

- (1) 従前、市が出資した法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた公の施設の管理について、民間事業者等にも行わせることができることとなった。
- (2) 指定管理者に施設の使用許可等を行わせるなど、広く施設の管理を代行させることができることとなった。

(3) 施設の状況に応じ、複数年の期間を定めて管理させることができることとなった。

これらにより、公の施設の管理についても、民間事業者等の発想やノウハウを取り入れ、より多様で満足度の高いサービスを提供することが可能となった。

法改正の趣旨は、サービス面、コスト面等で最良の公の施設の管理運営を追求することであり、これにより、市が直接管理運営する場合、民間事業者等が管理を行う場合のいずれの場合が効果的、効率的か等を比較検討したうえで、施設管理の主体を決定する必要がある。

3 基本的な考え方

市が直接管理運営している施設及び今後新設される施設については、法改正の趣旨に基づき「指定管理者制度」の導入を積極的に検討する。

4 制度導入への検討項目

現在、市が直接管理運営している公の施設への指定管理者制度の導入については、

- (1) 施設の設置目的、当該施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等に鑑み、的確な民間事業者等による代行が可能か。
- (2) 民間事業者等に代行させることで、サービス内容の充実や当該事業者等のノウハウの活用が期待できるか。
- (3) 民間事業者等に代行させることで、コストの削減が可能か。
等を検討し、判断する。

5 導入にあたっての留意事項

(1) 募集方法

募集方法については、地方自治法の規定上、公募が要件ではないが、民間事業者等が持つノウハウを最大限に活用する機会を得

るために原則公募による。

公募を行う場合、公平性・競争性を確保するための期間を設ける。

施設の設置目的、性格等からあらかじめ指定候補者を特定する必要がある場合は、公募をせずに選定する。

(2) 指定期間

指定期間は、原則として5年とする。ただし、施設の設置目的、運用状況、他の施設の指定期間その他本市の施策全体を考慮した上で期間を定めることも可とする。

施設の設置目的、性格等から、継続的・安定的に同一の管理者による管理が望ましい場合は、10年程度の期間とする。

PFI手法により施設の整備を行う場合は、当該PFIの事業期間とする。

(3) 選定委員会

指定候補者を選定する場合は、施設単位若しくは局単位で選定委員会を設置する。

選定委員会については、外部委員を主体とするなど透明性、専門性の確保に努める。

6 制度の手続

(1) 基本項目の決定

指定管理者制度の導入について、指定管理者が行う業務の範囲、指定候補者の選定方法、指定期間等を検討する。

(2) 条例の整備

指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、条例で定めることとされている。

このうち、指定の手続については、「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成16年9月29日公布、施行)を既に制定していることから、それぞれの施設の設置条例においては、以下の項目について定める。

管理の基準

基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得する個人情報の取扱い等の適正管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定める。

なお、休館日、開館時間等の規定は、本市の場合、多くは規則に委ねているが、指定管理者が条例の規定に基づき事務を行うこととなるので、この根拠となる規定を定める。

業務の範囲

特に指定管理者の権限として委ねる管理行為（使用の許可、使用料の徴収等）を含めて、その業務の範囲を定める。

なお、利用料金制をとることもできる。

その他必要な事項

上記の項目以外で条例に規定すべき重要事項がある場合は、それについて定める。

(3) 募集

公募を行う場合は、募集要項において、管理の基準、業務の範囲の他、経費の支払い、応募資格、提出書類、選考方法等を示すものとする。

なお、施設の公正な管理運営を担保するために、団体又はその代表者等が次に掲げる場合は、応募できないことを募集要項に明記する。

宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合

国税又は地方税を滞納している場合

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている場合

議員が地方自治法第 92 条の 2 に規定する役員等である場合

市長及び副市長が地方自治法第 142 条に規定する役員等である場合

教育委員会委員が地方自治法第 180 条の 5 第 6 項に規定する役員等である場合（当該団体が教育委員会の職務に関し指定を受けようとする場合に限る。）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる指定暴力団又はその構成員である場合

(4) 選定

公募の場合は、選定委員会において、応募者が提出する事業計画書等を審査し、施設の設置目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定候補者に定める。

非公募の場合は、指定予定者に事業計画書等を提出させ、当該事業計画書等を選定委員会で審査し、妥当と認められた場合に当該指定予定者を指定候補者に定める。

(5) 指定の議決

指定管理者の指定に当たっては、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、議会の議決を得なければならない。

(6) 管理の実施

指定管理者と業務の範囲、業務の条件等を定めた協定を締結する。

また、管理が適切に行われているかチェックし、管理を継続することが適当でないとき、業務の全部又は一部について停止を命じる。

(7) 事業報告書等の提出

指定管理者に毎年度及び必要に応じて、管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料等収入の実績、管理経費等の状況等を記載した事業報告書を提出させる。

また、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことも必要であり、指定管理者の決算書類を定期的に提出させる。

7 その他

(1) 市の関係制度との整合

次の関係する市の制度においては、「指定管理者制度」を運用するに当たり、以下に示した必要と思われる事項について、既に措置済みである。今後とも、これらの措置を講じるほか、必要のある場合、その都度所要の措置を講じる。

情報公開制度

指定管理者が管理を行うに当たって取得する文書について、市の情報公開制度においても対応が可能となるよう措置を講じる。

個人情報保護制度

指定管理者が管理を行うに当たって取得する個人情報について、その保護を義務付け、それを担保できるよう措置を講じる。

また、自己情報の開示請求などについては、市の個人情報保護制度においても対応が可能となるよう、西宮市個人情報保護条例を改正するなどの措置を講じた。

行政手続制度

指定管理者が使用許可等を行う場合は、審査基準等は市が設定するが、窓口等への備付などに対応できるよう措置を講じる。

不利益処分における聴聞等の実施については、例規の改正も含め実施方法を検討する。

(2) 外郭団体

現在、公募によらず指定管理者に指定されている外郭団体については、指定管理者の募集方法を公募とすることにより、民間事業者等との競争が予想されるため、今後とも経営改善を図る必要がある。

(3) 民間事業者等の意欲を高める工夫

民間事業者等が、本市の指定管理者の募集に積極的に応募することや、指定管理者として指定された後も、その地位に安住することなく管理・運営の質を上げることがを推奨するために利用料金制や報奨金といった民間事業者等の意欲を高める制度の導入を積極的に検討する。